

ソマリア沖・アデン湾の海賊問題の現状と対策

平成21年3月10日

外務省

1. 海賊事件の現状（詳細は別紙）

—アフリカ（特にソマリア沖・アデン湾）で急増—

●世界全体で見れば、海賊事案は減少傾向にあるが、最近は、特にソマリア沖・アデン湾における海賊事案が急増している。特に昨年夏以降急増し、状況は更に悪化している。（昨年10月～本年2月で73件発生、約2日に1件の割合。）

●昨年のソマリア沖・アデン湾における海賊事案は、111件（国際海事局（IMB）年次報告）。07年の約2.5倍の事案が発生。（111件の内、ハイジャックされた船舶は42隻）

○（参考）本年の海賊事案は、6日現在で29件（ハイジャックされた船舶は4隻）、6隻の船が抑留されており、100名近くの乗員が人質となっている。

2. ソマリア沖・アデン湾における各国・機関による対策（詳細は別紙）

—各国・機関は軍艦等をソマリア沖・アデン湾に派遣して哨戒活動・護衛等を実施—

3. 国連安保理決議・安保理閣僚級会合

—決議第1816号、第1838号、第1846号及び第1851号—

●海賊抑止のための協力を呼びかけ。

●昨年12月の安保理閣僚級会合には米、英、露の外相他が出席。我が国より西村外務大臣政務官が出席。

●安保理決議第1851号に従い、ソマリア沖海賊対策に関する国際協力メカニズムとして、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ（CG）第一回会合が1月14日にニューヨークで開催され（我が国を含む24カ国、5国際機関が参加）、海賊対策地域調整センターの設置の検討や4つの作業部会（①オペレーションの調整・地域調整センターの設置、②法的枠組みの強化、③海運業界の意識・能力の向上、④外交・対外情報発信の強化）の設置等を決定。

上記①及び③の作業部会が2月下旬にロンドンで開催。②の作業部会が3月上旬にウィーンで開催。

●3月中旬に第二回CG会合が開催予定。

4. 我が国の海賊対策

●ソマリア暫定連邦「政府」(TFG)の治安維持能力、国境管理能力の向上支援のため国際移住機関(IOM)経由で100万ドル、「治安維持能力強化」として国連開発計画(UNDP)経由で400万ドルを拠出。

●近隣沿岸国の海上保安能力の向上を目的とした研修にイエメン及びオマーンの海上保安機関の職員を招請。イエメンは我が国に対し巡視船供与を要請。

5. 国際海事機関（IMO）ソマリア周辺海域海賊対策地域会合

●本年1月末、ジブチにて、ソマリア周辺海域（西インド洋、アデン湾及び紅海）の諸国が参加し、同海域における海賊及び武装強盗への対策に関する地域協力のための会合が開催され、行動指針等を採択した。同会合に我が国はオブザーバーとして参加し、現地で国交省海事局の資金協力による海賊対策セミナーを実施した。 (了)

ソマリア海賊発生状況

平成21年3月10日
外務省
海上安全保障政策室

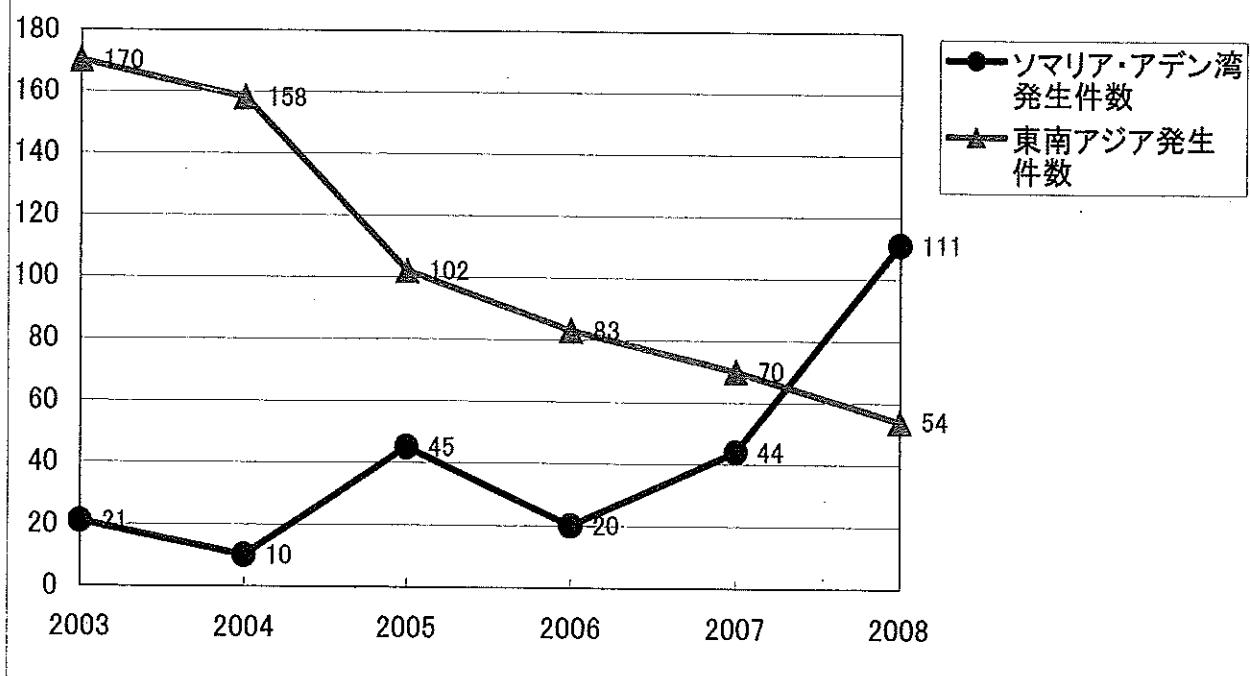
(国際商業会議所(ICC)国際海事局(IMB)作成レポートより作成)

発生件数	2003	2004	2005	2006	2007	2008
東南アジア	170 (38.2%)	158 (48.0%)	102 (37.0%)	83 (34.7%)	70 (26.6%)	54 (18.4%)
アフリカ 全体	93 (20.9%)	73 (22.2%)	80 (29.0%)	61 (25.5%)	120 (45.6%)	189 (64.5%)
ソマリア沖 アデン湾 紅海	21 (4.7%)	10 (3.0%)	45 (16.3%)	20 (8.4%)	44 (16.7%)	111 (37.9%) <3>
全世界	445 <12>	329 <7>	276 <9>	239 <8>	263 <10>	293 <12>

(注1) () 内は全世界発生件数に占める割合。

(注2) < >内は日本関係船舶（日本籍船及び日本事業者運航の外国船）被害数。

東南アジア発生件数との経年比較



最近の主な海賊事案

発生時期	事案の概要
07年10月	<ul style="list-style-type: none"> ●ソマリア沖で<u>日本企業が運航する</u>船舶「ゴールデン・ノリ」（パナマ船籍）が乗っ取られた。（07年12月解放。）
08年4月	<ul style="list-style-type: none"> ●アデン湾で<u>日本企業が所有する</u>原油タンカー「高山（タカヤマ）」（日本船籍）が高速艇に襲撃された。船体に損傷が生じたが、乗組員に負傷者なし。
08年7月	<ul style="list-style-type: none"> ●アデン湾で<u>日本企業が運航する</u>タンカーが襲撃されたが、回避行動を取り、被害なし。
08年8月	<ul style="list-style-type: none"> ●アデン湾で<u>日本企業が運航する</u>雑貨船が高速船2隻に追跡され発砲を受けた。同船の回避操船により高速船は追跡を断念。
08年9月	<ul style="list-style-type: none"> ●ソマリア沖で戦車や武器を積んだウクライナの大型貨物船「ファイナ」が海賊に乗っ取られた。（09年2月解放。）
08年11月	<ul style="list-style-type: none"> ●14日、ケニア沖で中国漁船（日本人船長が乗船）が乗っ取られた。（09年2月解放。） ●15日、日本企業が管理するパナマ船籍の大型ケミカルタンカー「ケムスター・ビーナス」が武装集団に乗っ取られた。（09年2月解放。） ●15日、ケニア沖でサウジアラビアの石油企業が所有する大型タンカー（31万トン）が武装集団に乗っ取られた。（09年1月解放。） ●30日、アデン湾で米国の豪華客船「ノーティカ号」（3万トン）が海賊と見られる小型船から発砲を受けた。同船が速度を上げる等して逃げ切った。
09年1月	<ul style="list-style-type: none"> ●29日、アデン湾でバハマ船籍のドイツのLPGタンカー「ロングチャンプ」が海賊に乗っ取られた。
09年2月	<ul style="list-style-type: none"> ●22日、ソマリア沖でマルタ船籍のギリシャの石炭を積載する貨物船「サンダルハ」が海賊に乗っ取られた。

(注) 日本に関わるもの及び代表的なもののみについて、公開情報をとりまとめたもの。

ソマリア沖・アデン湾における各国・機関の海賊対策概況(報道等公開情報による)

平成21年3月10日

国名	対策の概況
米	・軍艦・航空機が哨戒活動等を実施。海賊対策の一環として、エスコートの任務が含まれている。 ・特に海賊対策を実施するために、本年1月8日にCTF151を設置(第5艦隊発表)。
英	・軍艦による哨戒活動等を実施。エスコートは任務に含まれていない。 ・CTF151にフリゲート1隻を派遣している(本年1月29日付英海軍HP)。 ・アタランタ作戦(EUの活動参照)にフリゲート1隻を派遣している(本年2月5日付EU NAVFOR HP)。
仏	・08年4月の仏人質救出作戦に続き、同年9月に仏人質2名を軍事作戦で解放。これら作戦にはフリゲート、哨戒機、攻撃ヘリが使用されたほか、海軍特殊部隊も投入。 ・08年10月、公海上で取締中の仏海軍がソマリア人海賊9名を拘束、プントラント自治政府に引き渡し。 ・08年10月、仏はアデン湾を通過するオランダ船籍、ノルウェー船籍計2隻の船舶をエスコート。 ・アタランタ作戦にフリゲート1隻(作戦終了まで)、ジブチを基地とする哨戒機1機を派遣している(仏海軍HP)。
独	・軍艦による哨戒活動を実施。 ・08年4月21日、攻撃を受けた我が國船籍タンカー「高山」からの緊急通信を受けたフリゲートがヘリを緊急発進させ現場に急行(船体被害軽微、乗員無事)。 ・アタランタ作戦にフリゲート1隻を派遣している(本年2月5日付EU NAVFOR HP)。
スペイン	・08年9月からジブチをベースに哨戒機(P3オライオン)1機を派遣(西海軍HP)。同機はアタランタ作戦に編入(国防省発表)。 ・アタランタ作戦にフリゲート1隻を派遣中。(西海軍HP)。 ・NATOによる海上部隊へフリゲート艦派遣予定。(国防省発表)。
ギリシャ	・アタランタ作戦にフリゲート1隻を派遣している(本年1月15日付EU NAVFOR HP)。
デンマーク	・駆逐艦1隻による哨戒活動を実施。現在派遣中の軍艦のマンデートにエスコートは含まれていない。 ・アデン湾で海賊船を拘束、武器等を押収。 ・現在派遣中の駆逐艦がCTF151に参加(本年2月12日デンマーク海軍HP)。
ロシア	・ロシア船舶保護のため、ソマリア沖に軍艦を派遣中(本年1月19日付露国防省HP)。
インド	・ソマリア沖に軍艦1隻を派遣。パトロールが主任務。
中国	・本年1月6日からソマリア近海で駆逐艦2隻が任務を開始。派遣部隊は、船舶に随伴した護衛、エリア護衛等を行う。エスコート対象は、中国企業又は中国の出資する企業の船舶(香港、マカオ、台湾を含む)(その他、WFP船舶など人道援助物資を輸送する船舶も対象)。
マレーシア	・ソマリア沖に軍艦1隻を派遣。任務はマレーシア籍船のエスコート。他国籍船も船団には加われるが、他国籍船のみのエスコートは行わない。
サウジアラビア	・08年11月中旬より、サウジアラビア海軍はフリゲート3隻を派遣して同国の権益である船舶の警護に当たっている(本年1月4日付リヤド)。
トルコ	・CTF151にフリゲート1隻を派遣。2月25日任務開始(本年2月18日付報道)。
イラン	・08年12月、イラン政府は、海賊対策のため、国連決議に基づき軍艦を派遣すると発表。
イエメン	・アデン湾及び周辺海域に、沿岸警備隊の艦艇部隊を展開。イエメン海軍もこれに協力。沿岸警備隊は、公海を含むアデン湾を航行する船舶保護のため、24時間態勢で哨戒・警備活動を実施。
ケニア	・ケニア領海内で、軍艦と空軍機で巡視活動を実施。要望があれば、モンバサ港発着の商船についてケニア領海内でエスコートを実施(ケニア国防省関係者)。
韓国	・韓国政府は、ソマリア沖への軍艦の派遣批准同意案は、本年2月19日の国防委員会、3月2日の本会議において可決。(韓国国会HP)。
ノルウェー	・アタランタ作戦に新型駆逐艦を決定。本年8月の派遣を目指し準備中。(ノルウェー国防省発表)。
スウェーデン	・アタランタ作戦にコルベット2隻の派遣を検討(スウェーデン海軍HP)。
豪州	・軍艦1隻の派遣を検討中。国防相は政府はまだ立場を決めていないと発言(本年1月9日付AAP)。
台湾	・政府は、台湾漁船を護衛するため、軍艦の派遣を検討中(本年1月9日付タイペイ・タイムズ)。
イタリア	・アタランタ作戦にフリゲート1隻を派遣することを発表(本年4月から)(2月12日付EU NAVFOR HP)。
UAE	・軍艦を派遣すると見られている(本年1月15日付米第5艦隊司令官記者会見)。
シンガポール	・CTF151に艦船1隻を派遣準備中(期間3ヶ月。開始時期未定。)(本年2月13日付シンガポール国防省HP)。

EU(EUNAVFORソマリア/作戦名「アタランタ」):08年12月、EU総務・対外関係理事会は、ESDP(※)の枠内でアタランタ作戦を開始する決定を採択。WFP船舶(*)の護衛やソマリア沖の哨戒活動等を実施。規模は最大でフリゲート6隻及び哨戒機3機。作戦期間は1年間。同年12月13日より実際の作戦を開始している(※ESDP:EUの安全保障・防衛政策上の軍事・文民派遣の枠組み。加盟国からの部隊要員から構成される。)(*WFP:国連世界食糧計画。ソマリアへの食糧援助を実施。)。

NATO:本年2月、NATO事務総長は、演習航海の途次に常設NATO海洋グループがソマリア沖で海賊対策を実施することを表明した(開始時期・期間未定。)(本年2月19日付会見)。NATOは、08年10~12月、常設NATO海洋グループの中から伊、英、ギリシャ、トルコ軍艦が、WFP船舶のエスコート、哨戒活動を実施。同年12月中旬、任務終了(EUに任務を引き継ぎ)。

○カナダ(08年8~10月:WFP船舶護衛に参加)、NZ(08年5~8月:哨戒活動等)、オランダ(08年4~6、10~12月:WFP船舶護衛に参加)、伊、英、ギリシャ、トルコ(08年10~12月:NATO作戦に参加)

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の概要

1 法律の目的

我が国の経済社会及び国民生活における船舶航行の安全確保の重要性並びに国連海洋法条約の趣旨にかんがみ、海賊行為の処罰及び海賊行為への適切かつ効果的な対処のために必要な事項を定め、海上における公共の安全と秩序の維持を図る。

2 海賊行為の定義

「海賊行為」……船舶（軍艦等を除く）に乗り組み又は乗船した者が、私的目的で、公海（排他的經濟水域を含む）又は我が国領海等において行う次の行為。

- (1) 船舶強取・運航支配
- (2) 船舶内の財物強取等
- (3) 船舶内にある者の略取
- (4) 人質強要
- (5) (1)～(4)の目的での①船舶侵入・損壊、②他の船舶への著しい接近等、③凶器準備航行

3 海賊行為に関する罪

海賊行為をした者は次に掲げる刑に処する。

- (1) 2 (1)～(4)：無期又は5年以上の懲役。人を負傷させたときは無期又は6年以上の懲役。
人を死亡させたときは死刑又は無期懲役
- (2) 2 (5)①・②：5年以下の懲役
- (3) 2 (5)③：3年以下の懲役

4 海上保安庁による海賊行為への対処

- (1) 海賊行為への対処は海上保安庁が必要な措置を実施する。
- (2) 海上保安官等は警察官職務執行法第7条の規定により武器使用するほか、現に行われている2 (5)②の制止に当たり、他の制止の措置に従わず、なお2 (5)②の行為を継続しようとする場合に、他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときには、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度において、武器使用が可能。

5 自衛隊による海賊行為への対処

- (1) 防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て海賊対処行動を命ずることができる。承認を受けようとするときは対処要項を作成して内閣総理大臣に提出（急を要するときは行動の概要を通知すれば足りる）。
- (2) 対処要項には、海賊対処行動の必要性、区域、部隊の規模、期間、その他重要事項を記載。
- (3) 内閣総理大臣は、承認をしたとき及び海賊対処行動が終了したときに国会報告を行う。
- (4) 自衛官に海上保安庁法の所要の規定、武器使用に関する警察官職務執行法第7条の規定及び4 (2)を準用。

6 その他

所要の規定を整備する。